

分野別情報

第4回汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループ議事概要

平成18年10月18日(水) 10:00~12:00

議事概要:

(1)水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について

1) 塩素酸

塩素酸について審議された結果、30 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日を耐容一日摂取量(TDI)とし、評価書(案)を汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会へ報告することとされた。

<参考>

1) 水道水の浄水処理に二酸化塩素が使用されると生じることが想定されます。
また、同様に浄水処理に使われる次亜塩素酸の長期間貯蔵等で生じることがあります。

(2)清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価について

1) すでに審議している6物質(四塩化炭素、1,4-ジオキサン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、塩素(残留塩素))の評価書(案)への暴露状況の追加案について、一部修正の上、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会へ報告することとされた。

2) 1,1-ジクロロエチレンについて審議された結果、9 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日を耐容一日摂取量(TDI)とし、評価書(案)を汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会へ報告することとされた。

3) シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレンについて審議された結果、和として 17 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日を耐容一日摂取量(TDI)とし、評価書(案)を汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会へ報告することとされた。

4) テトラクロロエチレンについては、継続審議とされた。

<参考>

1) すでに審議している6物質

・四塩化炭素は、フロンガスの原料やスプレー等の噴射剤、金属の洗浄剤として使われており、石油などから人工的に作られた有機化学物質です。水系での汚染が知られています。

・1, 4-ジオキサンは、非イオン界面活性剤を製造する過程で不純物として生成され、るため洗剤などの製品に不純物として含有されています。水系での汚染が知られています。

・塩素酸 上記(1)参照。

・ジクロロアセトニトリルは、水に含まれる有機物と塩素が反応してできる物質です。

塩素による浄水処理の際に生じる副生成物です。

・抱水クロラールは、水に含まれる有機物と塩素が反応してできる物質です。塩素による浄水処理の際に生じる副生成物です。

・残留塩素は水道水に入れる塩素の残量のことです。衛生的な面から、法令により、給水口で0.1mg/l以上確保することが義務付けられています。

2) 家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂製造用の原料として使われている有機化学物質です。水系での汚染が知られています。

3) プラスチック製造用の原料として使われている有機化学物質です。水系での汚染が知られています。

4) ドライクリーニング洗浄剤、金属や半導体の洗浄剤、フロン製造用の原料として使われている有機化学物質です。水系での汚染が知られています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)